

富士見町 住宅リフォーム補助金のご案内

～住まいをさらに「快適に」～



問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9217

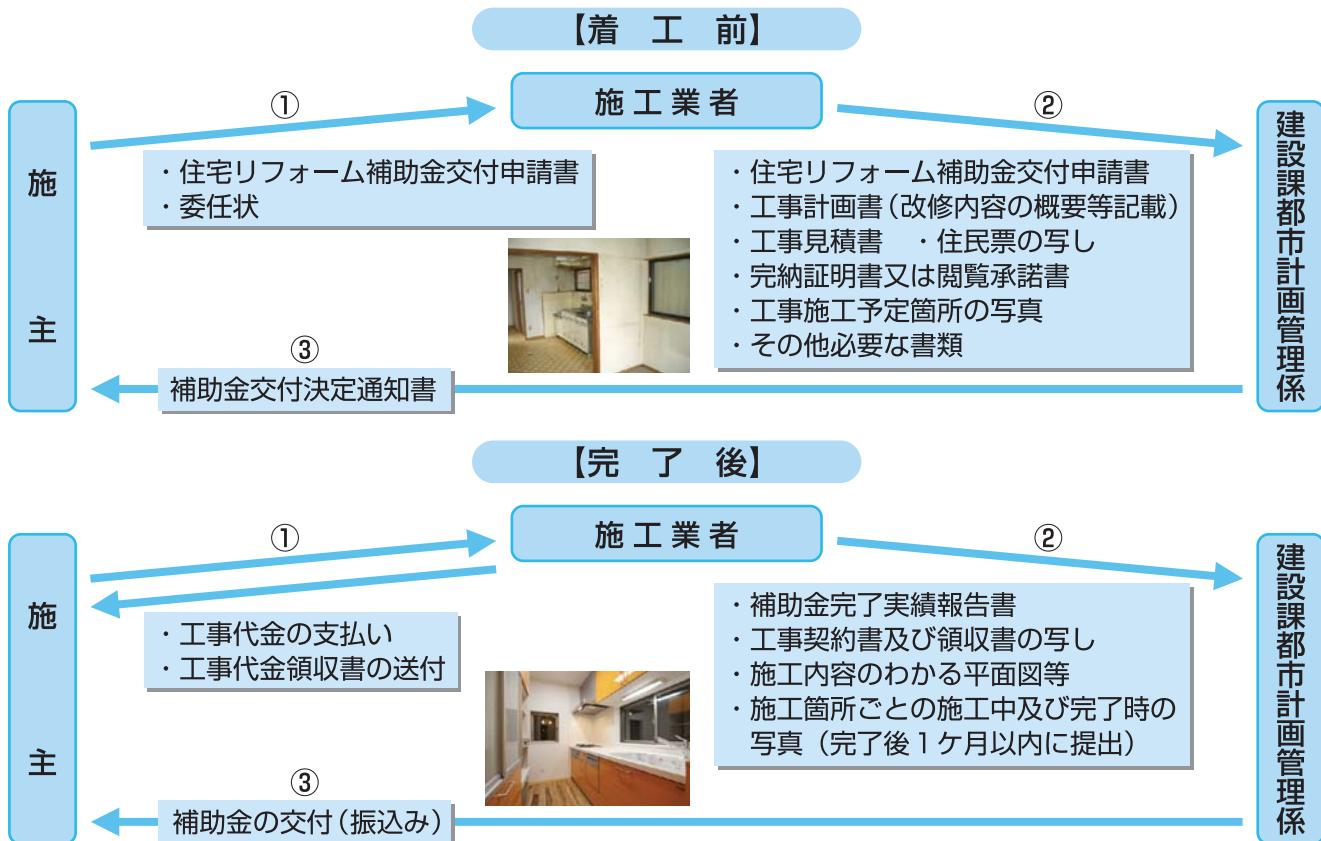
町では、町民の皆様が町内業者を利用し住宅リフォームを行う場合に、費用の一部を補助する制度を平成25年度まで行っています。ぜひ身近なリフォームにご利用ください。 ※平成23年度実績は34件

- ◆対象工事期間 平成24年4月1日以降の工事着手で、平成25年3月中に工事完了実績報告書が提出できること
- ◆補助対象者 ①町内に住民登録のある方、又はこれから居住しようとする方（ただし、補助金実績報告時に住民登録されていること）
②町税等を滞納していない方
- ◆対象住宅 対象者が町内に所有し、居住又は居住しようとする個人住宅部分
- ◆補助対象工事 工事に要する費用が10万円以上（施工業者は町内業者に限ります）
- ◆補助金額 補助対象工事費の10%で千円未満は切捨て（上限10万円）
- ◆申し込み手続き 補助金を受ける方は、リフォーム工事施工前に「富士見町住宅リフォーム補助金交付申請書」を提出してください



補助金申請の流れ

委任状により申請書提出などの手続きは施工業者が行います。
(ご本人が直接役場へ申請書を提出することも可能です)



住宅リフォーム助成工事内容(例)

○ 対象 △ 条件により対象 × 対象外

	工事種類		特記事項		工事種類		特記事項
1	屋根の葺替、外壁の張替、屋根・外壁の塗装	○		13	水まわりの改修を伴う下水道への接続工事	○	住宅内部の工事に限る
2	部屋の新設・間仕切りの変更	○		14	家庭用電化製品などの購入(設置・取付け)	×	購入が主であるため対象外
3	壁紙や床の張替などの内装工事	○		15	室内カーテンの取付・取替(カーテンレールの取付含む)	△	※増改築や内装工事等と一体であれば可
4	耐震補強・改修工事	△	町、木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱に該当による交付分は対象外	16	電話やインターネットの配線工事	×	リフォーム工事ではない為対象外
5	窓・ガラスの取付・交換(断熱改修など)	○		17	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	×	住宅ではないので対象外
6	室内の建具等の交換	○		18	住宅の解体工事のみ(全部・一部)	△	※増改築・リフォーム工事が伴えば可
7	外壁、屋根、天井の断熱化工事	○		19	住宅用太陽光発電システムの設置	×	町で別に太陽光補助金あり
8	バリアフリー改修(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等)	○	町、地域生活支援事業による住宅改修は除く	20	給湯設備機器の設置	×	
9	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	○		21	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	×	
10	バルコニー・ベランダ等の設置	×		22	4、8、19の事例他、町から他事業で補助金を交付している場合	×	
11	畳の取替え(表替え含む)	○		23	その他町長が認める工事	○	
12	車庫・物置の設置及び増改築	○	※住宅と一体的なものに限る				